

証券総合取引約款改定のお知らせ

2025 年 6 月 30 日

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、証券総合取引約款の一部を改定しますのでお知らせいたします。

改訂する約款

証券総合取引約款

改定日

2025 年 7 月 1 日（火）

改定内容

改定前	改定後
第 10 条（保護預り口座の設定） (1) 投資信託受益証券等の保護預りは、当行に対して保護預り口座を設定した場合に限り受け付けることとし、当該口座設定の際は当行所定の証券総合取引申込書をご提出ください。 (2) 証券総合取引申込書に記載された氏名又は名称、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）等をもって、届出の氏名又は名称、住所、共通番号等とします。	第 10 条（保護預り口座の設定） (1) 投資信託受益証券等の保護預りは、当行に対して保護預り口座を設定した場合に限り受け付けることとし、当該口座設定の際は当行所定の証券総合取引申込書をご提出ください。 (2) 証券総合取引申込書に記載された氏名又は名称、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）等をもって、届出の氏名又は名称、住所、共通番号等とします。
第 94 条（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	第 94 条（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

以上